

平成 14 年 2 月 22 日

各 位

株 式 会 社 あ さ ひ 銀 行

### 整理回収機構への債権売却について

あさひ銀行（頭取 梁瀬 行雄）は、『変革の180日』における不良債権の抜本処理の一環として、株式会社整理回収機構（RCC）へ債権売却を実施する事を決定致しましたので、お知らせします。なお、今般の売却債権額（簿価）は160億円となります。

#### 記

##### 1. 本件売却の主旨

- ・ 本年 1 月の改正金融再生法の施行により、RCC の企業再生機能が拡充された事を受け、今般あさひ銀行は、企業の再生及びそれに伴う不良債権のオフバランス化を目的として、RCC への債権売却を実施する事を決定しました。
- ・ 本件は、緊急経済対策等で求められている破綻懸念以下債権の「2 年ないし 3 年以内」での最終処理を行っていくにあたり、機能の拡充された RCC を積極的に活用するものです。
- ・ 本件により、当行は、破綻懸念先債権等を、担保評価額並びに、当該企業の収益から見込まれるキャッシュフローを加味した市場性のある価格で売却し、不良債権の最終処理に向け、そのスピードと実効性を高める事が可能となります。

##### 2. 本件スキームの概要

あさひ銀行は、RCC に対し、不良債権のうち、再生可能性のある債権の買取りを要請。RCC は、対象債権の担保評価額・当該企業の収益からの回収見込みを踏まえ、買取価格（時価）を提示。

あさひ銀行は、第三者評価会社での客観的な債権の市場評価額を鑑み、適正な価格と判断するものについて売買を合意、債権を売却し、当該債権をオフバランス化する。

(参考)

RCC は、債権購入後、同機構の役員・弁護士・公認会計士・経営コンサルタント等で構成する「企業再生検討委員会」において、個別企業の再生可能性を一社ごとに審査。なお、RCC が、再生の見込みなしと判断した場合は、担保を処分するなどの「清算型」処理に移行する。

今般の売却債権額（簿価） 160億円

### 3. 実施時期

- ・上記債権については、売買価格の合意に至っており、本日、売却いたします。

### 4. 今後の展開

- ・現在破綻懸念先を中心に、本件スキームにて、約800億円の債権の売却を検討中であり、価格合意に至った債権について、年度内を含め、順次売却を実施していく予定です。
- ・不良債権の最終処理については、できる限り前倒しの処理を進めることが、喫緊の課題であります。オフバランス化の手法については、本件スキームと併せ、過日実施したRCCでの証券化スキームの活用、米国投資銀行ゴールドマン・サックスとの企業再生・処理スキームの活用等の多様な手段のなかから、取引先企業と銀行の双方にとって、最適な方法をスピード感を持って選択していきます。
- ・今後とも、不良債権処理と同時に、業績不振企業への経営再建支援を含め、企業再生の視点で金融機関本来の役割を積極的に果たしていきたいと考えています。

以上

### 【RCCでの再生案件の処理イメージ】

